

福 個 審 発 第 4 号

令 和 4 年 11 月 16 日

福生市長 加 藤 育 男 様

福生市個人情報保護審議会

会長 高 橋 保



個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備について (答申)

令和4年11月2日付け、福総総発第162号をもって諮問のあったこのことについて、別紙のとおり答申する。

答 申

(答申第117号)

福生市長が福生市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）第 20 条第 1 項の規定に基づき諮問した「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備について」における諮問事項 1 から諮問事項 9 までについて、別紙答申事項 1 から答申事項 9 までのとおり、意見を付す。

答申事項 1 条例要配慮個人情報について

改正法第60条第5項 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

分類	条例で定めることが許容される事項
----	------------------

1 諮問事項 1 の趣旨

改正法では、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の履歴、障害の有無等の記述等を含む個人情報がその取扱いに特に配慮を要するものである要配慮個人情報として規定されている。

条例要配慮個人情報は、要配慮個人情報のほかに、地方公共団体が地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

条例要配慮個人情報については、要配慮個人情報と同様その取得や提供等に関しては通常の個人情報の取扱いとの差異は規定されていないが、次とおり個人情報ファイル簿への記載や漏えい時の対応等について、特則が置かれている。

- (1) 条例要配慮個人情報が含まれる個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿については、その旨を記載すること。
- (2) 条例要配慮個人情報が含まれる個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、個人情報保護委員会に報告し、及び当該条例要配慮個人情報に係る個人に通知しなければならないこと。

なお、条例要配慮個人情報について、改正法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、委託事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、許容されていない。

改正法第60条第5項の規定により、法施行条例において、条例要配慮個人情報情報を定めることが許容されているため、その必要性について検討する必要がある。

2 事務局から説明を受けた市の現状及びそれを踏まえた審議会の意見

現行条例では、配慮を要する情報に関し、次の規定がある。

(保管等の一般的制限)

第6条 省略

2 実施機関は、思想、信条、宗教及び社会的差別の原因に関する個人情報の保管等をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合

(2) 市民等の福祉及び健康に関する事務事業を執行するため、特に必要かつ欠くことができないと認められる場合で、第20条第1項に規定する福生市個人情報保護審議会（第20条第1項を除き、以下「審議会」という。）の同意を得たとき。

この規定に基づき市では思想、信条、宗教及び社会的差別の原因に関する個人情報（以下「センシティブ情報」という。）については、原則として保管等（収集、記録、保管、利用及び提供をいう。）をしてはならないとしているが、改正法施行後は、保管等についてこのような制限を課すことは許容されないため、通常の個人情報と同様の取扱いをしていくこととなる。

一方、条例要配慮個人情報として定めるべき項目の有無についてであるが、現行条例で想定するセンシティブ情報は、法で定める要配慮個人情報に含まれると考えられ、また、市の施策や状況等に鑑み、配慮を要する情報として新たに追加すべき項目は現時点においては見受けられないと考える。

3 提言

審議会としては、2において、現時点では配慮を要する情報として追加すべき項目は見当たらないとしたが、今後の市の施策の実施状況や社会状況等の変化に応じ、条例要配慮個人情報情報を定める必要性について検討を行っている。

くことを提言する。

答申事項2 個人情報取扱事務登録簿について

改正法第75条第1項 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

第2項から第4項まで 省略

第5項 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

分類	条例で定めることが許容される事項
----	------------------

1 諮問事項2の趣旨

改正法において、一定の事務の目的を達成するために電子計算組織を用いて構築された検索性のある個人情報の集合物（紙媒体の集合物を含む。）のことを「個人情報ファイル」と定義しており、個人情報ファイルのうち、記録されている本人の数が1,000人以上であることや当該記録情報を1年以上にわたり保有することなどの条件を満たす個人情報ファイルについて、地方公共団体の機関は、改正法第75条第1項の規定により、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、収集方法等を記載した帳簿（個人情報ファイル簿）を作成し、公表しなければならないとされている。

それとは別に、改正法第75条第5項において、地方公共団体の機関は、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することができる旨が規定されているため、当該帳簿に相当するものである現行条例における保有個人情報取扱事務・目的外利用・外部提供に係る届出書について、改正法施行後の継続意義について検討する必要がある。

2 事務局から説明を受けた市の現状及びそれを踏まえた審議会の意見

(1) 保有個人情報取扱事務に係る届出書について

現行条例では、保有個人情報を取り扱う事務に関し、次の規定がある。

<p>第5条第1項 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務（以下「保有個人情報取扱事務」という。）を開始し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ一定の事項を市長に届け出て、これを公示しなければならない。</p> <p>第2項 前項の規定による届出等は、実施機関の職員又は職員であった者に係る保有個人情報取扱事務については、適用しない。</p> <p>第3項 市長は、第1項の規定による届出を受けた事項に係る目録を作成し、一般の利用に供するものとする。</p>

本規定は、実施機関が保有個人情報を明確に把握し、これを慎重かつ責任をもって取り扱うため、保有個人情報取扱事務を開始、変更及び廃止する場合には、一定事項を市長に届け出るとともに、個人情報の保有状況等を市民等に明らかにするため、市長に届け出た事項を公示することを実施機関に義務付けたものである。届出書の具体例については、資料2が示されている。

ここで、改正法に基づく個人情報ファイル簿（資料1）と現行条例に基づく保有個人情報取扱事務届出事項（資料2）を比較してみると、記載内容の重複が多いことが分かる。

このことから、改正法施行後は、現行の保有個人情報取扱事務に係る届出を行う必要はないと考える。

しかしながら、改正法においては、対象者が1,000人未満であるものについては、個人情報ファイル簿の作成対象外としており、また、市において対象者が1,000人未満である事務が一定数見込まれることが事務局から示されていることから、市で取り扱う個人情報をより正確に把握し、市政の透明性の水準を保つため、対象者が1,000人未満の事務についても個人情報ファイル簿と同様の簿冊の作成及び公表を行う必要があると考える。

(2) 保有個人情報の目的外利用又は外部提供に係る届出書について

現行条例では、保有個人情報の目的外利用又は外部提供に関し、次の規定がある。

第9条第4項 実施機関は、前項の規定により目的外利用又は外部提供をしようとするときは、あらかじめ（前項第3号に該当するときは、その事後速やかに）一定の事項を市長に届け出て、これを公示しなければならない。届け出た事項を変更し、又は目的外利用若しくは外部提供を廃止しようとするときも同様とする。

第5項 第5条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

本規定は、実施機関が目的外利用又は外部提供を開始、変更又は廃止する場合には、その内容等を的確に把握し、目的外利用又は外部提供を慎重かつ責任をもって取り扱うため、一定事項を市長に届け出るとともに、届け出た事項を市民等に明らかにするため、これを公示することを実施機関に義務付けたものである。届出書の具体例については、資料3及び資料4が示されている。

改正法においては、保有個人情報の目的外利用又は外部提供に係る状況を記載した帳簿の作成及び公表については規定がないが、これらを行うことについては許容されており、改正法施行後は改正法第69条に基づき保有個人情報の目的外利用又は提供を適正に実施していく必要があること、また、市政の透明性の水準維持の観点からもこのような制度の継続が必要であると考える。

(3) (1) 及び (2) の意見を総括すると次のとおりである。

ア 現行条例に基づく保有個人情報取扱事務届出事項と改正法に基づく個人情報ファイル簿の記載内容は重複が多いため現行の届出は実施する必要はないと考える。

一方で、改正法に基づく個人情報ファイル簿で対象外とされている対象人数1,000人未満の個人情報を取り扱う事務についても現行条例の保護水準の維持の観点から、個人情報ファイル簿と同様の簿冊を作成する

ことが望ましいこと。

イ 改正法には個人情報の目的外利用及び外部提供に係る届出に関する規定は存在していないが、現行条例においては個人情報のより適正な利用のために当該届出を実施している。改正法施行後においても、個人情報の目的外利用及び外部提供については、透明性を確保しつつ適正に管理していく必要があるため、それに関する帳簿の作成及び公表を行うことが望ましいこと。

【ガイドライン標準様式】

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	福生市表彰事務ファイル	
実施機関	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部総務課総務係	
個人情報ファイルの利用目的	本市の自治の振興、公益、福祉の増進、文化の向上等につき、功績のあった者を表彰基準に基づき、選考、推薦し、資格の有無の決定及び表彰に関する事務並びに被表彰者に関する事務を行う。	
記録項目	氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、本籍、職業・職歴、資格・賞罰、その他（被表彰者のうち、自治功労者の生存情報）	
記録範囲	自治功労表彰及び一般表彰の表彰基準を満たした者並びに被表彰者	
記録情報の収集方法	本人又は実施機関内から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課総務係	
	(所在地) 福生市本町 5 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□ 法第60条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第 7 項に該当するファイル □ 有 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	

保有個人情報取扱事務届出事項

保有個人情報取扱事務の名称	福生市表彰事務	
保有個人情報取扱事務の目的	本市の自治の振興、公益、福祉の増進、文化の向上等につき、功績のあった者を表彰基準に基づき、選考、推薦し、資格の有無の決定及び表彰に関する事務並びに被表彰者に関する事務を行う。	
保有個人情報の対象者の範囲	自治功労表彰及び一般表彰の表彰基準を満たした者並びに被表彰者	
保有個人情報の記録項目	基本的事項	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 識別番号
	心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 身体の特徴
	家庭状況等	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻
	社会生活の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input checked="" type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 課税・納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味
	思想信条等	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報 (条例第6条第2項第 号該当)
	その他	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (被表彰者のうち、自治功労者の生存情報)
保有個人情報の処理形態	<input type="checkbox"/> 電算機処理 <input type="checkbox"/> 手作業処理 <input checked="" type="checkbox"/> 電算機・手作業両処理	
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第7条第1号該当) <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ()	
開始年月日	平成7年4月1日	
担当部課係	総務部総務課総務係	
備考		

注1 該当する□内にレ印を記入する。

2 その他の□内にレ印を記入した場合は、()内に具体的事項を記入する。

保有個人情報目的外利用届出事項

目的外利用を開始する 保有個人情報取扱事務 の名称	福生市表彰事務
目的外利用を開始する 理由	福生市個人情報保護条例第 9 条第 3 項第 1 号に該当
目的外利用を開始する 保有個人情報の記録項 目及び内容	<p>【基本的事項】</p> <p><input type="checkbox"/>氏名 <input type="checkbox"/>住所 <input type="checkbox"/>生年月日・年齢 <input type="checkbox"/>性別 <input type="checkbox"/>電話番号</p> <p><input type="checkbox"/>国籍 <input type="checkbox"/>本籍 <input type="checkbox"/>続柄 <input type="checkbox"/>識別番号</p> <p>【心身の状況】</p> <p><input type="checkbox"/>健康状態 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>身体の特徴</p> <p>【家庭状況等】</p> <p><input type="checkbox"/>家族状況 <input type="checkbox"/>親族関係 <input type="checkbox"/>婚姻</p> <p>【社会生活の状況】</p> <p><input type="checkbox"/>職業・職歴 <input type="checkbox"/>学歴・学業 <input checked="" type="checkbox"/>資格・賞罰 <input type="checkbox"/>成績・評価</p> <p><input type="checkbox"/>財産・収入 <input type="checkbox"/>課税・納税状況 <input type="checkbox"/>公的扶助 <input type="checkbox"/>趣味</p> <p>【思想信条等】</p> <p><input type="checkbox"/>思想・信条 <input type="checkbox"/>宗教 <input type="checkbox"/>社会的差別の原因となる個人情報</p> <p>【その他】</p> <p>()</p> <p>【内容】</p> <p>(福生市表彰事務に伴う刑罰調書等の作成)</p>
目的外利用を開始する 年月日	平成 10 年 4 月 1 日
目的外利用を開始する 担当部課係	総務部総務課総務係
目的外利用を開始され る保有個人情報取扱事 務の名称	犯罪者名簿事務
目的外利用を開始され る保有個人情報取扱事 務の担当部課係	市民部総合窓口課総合窓口係
備考	

注 目的外利用を開始する保有個人情報の記録項目及び内容欄の保有個人情報の記録項目は、保有個人情報取扱事務届出書（別記様式第 1 号）別紙 1 保有個人情報取扱事務届出事項（開始）の保有個人情報の記録項目の区分による。

保有個人情報外部提供届出事項

外部提供を開始する保有個人情報取扱事務の名称	基幹統計調査功労者表彰の候補者推薦事務
外部提供を開始する理由	福生市個人情報保護条例第9条第3項第4号に該当
外部提供を開始する保有個人情報の記録項目及び内容	<p>【基本的事項】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>氏名 <input checked="" type="checkbox"/>住所 <input checked="" type="checkbox"/>生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/>性別 <input type="checkbox"/>電話番号</p> <p><input type="checkbox"/>国籍 <input checked="" type="checkbox"/>本籍 <input type="checkbox"/>続柄 <input type="checkbox"/>識別番号</p> <p>【心身の状況】</p> <p><input type="checkbox"/>健康状態 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>身体の特徴</p> <p>【家庭状況等】</p> <p><input type="checkbox"/>家族状況 <input type="checkbox"/>親族関係 <input type="checkbox"/>婚姻</p> <p>【社会生活の状況】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>職業・職歴 <input checked="" type="checkbox"/>学歴・学業 <input checked="" type="checkbox"/>資格・賞罰 <input type="checkbox"/>成績・評価</p> <p><input type="checkbox"/>財産・収入 <input type="checkbox"/>課税・納税状況 <input type="checkbox"/>公的扶助 <input type="checkbox"/>趣味</p> <p>【思想信条等】</p> <p><input type="checkbox"/>思想・信条 <input type="checkbox"/>宗教 <input type="checkbox"/>社会的差別の原因となる個人情報</p> <p>【その他】</p> <p>(表彰基準に基づく審査票、功績調書、履歴書等に記載する基幹統計調査功労者表彰の候補者に関する事項)</p> <p>【内容】</p> <p>(基幹統計調査の功績者表彰を上申する場合、候補者の履歴等の必要な事項を提供する。)</p>
外部提供を開始する年月日	平成7年4月1日
外部提供を開始する担当部課係	総務部総務課総務係
外部提供先	総務省、経済産業省、国土交通省、東京都、東京都市統計協議会
備考	

注 外部提供を開始する保有個人情報の記録項目及び内容欄の保有個人情報の記録項目は、保有個人情報取扱事務届出書（別記様式第1号）別紙1保有個人情報取扱事務届出事項（開始）の保有個人情報の記録項目の区分による。

答申事項3 不開示情報に係る情報公開条例との整合性について

改正法第78条第1項 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

各号 省略

第2項 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

分類	条例で定めることが許容される事項
----	------------------

1 諮問事項3の趣旨

改正法第78条第2項の規定により、不開示情報について次のとおり個人情報保護制度と情報公開制度の制度間調整を行うことが許容されている。

(1) 福生市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）において開示されることとされている情報が、改正法第78条第1項各号で不開示情報として規定されている場合、当該情報を条例で規定することにより、不開示情報から除くことができること。

(2) 情報公開条例において開示しないこととされている情報のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律上の不開示情報に準ずる情報であって、改正法第78条第1項各号で不開示情報として規定されていない場合、当該情報を条例で規定することにより、不開示情報に追加することができること。

改正法及び情報公開条例における不開示情報を比較検討し、調整をすべき不開示情報が存在するかどうかを検討する必要がある。

2 事務局から説明を受けた市の現状及びそれを踏まえた審議会の意見

個人情報の開示請求における不開示情報に関する比較検討資料（資料）において、改正法と情報公開条例の不開示情報について比較検討を行ったところ、「改正法第78条第1項各号で不開示情報として規定されているが情報公開条例において不開示とされていない情報」として次の情報があった。

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

しかしながら、情報公開条例においては、本情報を開示すべき情報として規定しているわけではなく、本情報に係る情報公開請求がなされた場合には、情報公開条例第7条第3号の規定に該当するものとして改正法同様不開示とすることが想定されるため、「改正法の不開示情報から除く情報として条例で規定すべきもの」ではないと考える。

次に、比較検討の結果、「情報公開条例において開示しないこととされているが、改正法第78条第1項各号で不開示情報として規定されていない情報」として次の情報があった。

法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項に規定する事務をつかさどる機関である内閣府、宮内庁、同法第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。）の指示等により、公開することができないと認められる情報

しかしながら、本情報については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律上の不開示情報に準ずる情報」ではないことから、不開示情報として条例で規定することができる情報には当たらない。

以上のことから、開示請求について、改正法における不開示情報と情報公開条例における不開示情報とで差がある部分について、法施行条例で規定

を設けるべきものはないと考える。

答申事項3 資料 個人情報の開示請求における不開示情報に関する比較検討資料

	不開示情報件名	個人情報の保護に関する法律(改正法)	福生市個人情報保護条例	福生市情報公開条例	比較・情報公開条例独自規定の有無
1	開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	<p><u>第78条第1項第1号</u> 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>	<p><u>第14条第7号</u> 開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるもの</p>	<p><u>第7条第6号</u> 公開することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報</p>	<p><u>各規定の比較</u> 個人情報保護条例と情報公開条例に規定する「犯罪の予防、公共安全と秩序情報」について、改正法では第78条第7号に規定している。</p> <p><u>情報公開条例独自規定（法比較）</u> なし</p>
2	開示請求者以外の個人に関する情報等	<p><u>第78条第1項第2号</u> 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p><u>第14条第2号</u> 開示することにより、開示請求者以外の者の権利利益を侵害するおそれがある保有個人情報。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員（地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。）並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p><u>第7条第2号</u> 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人が識別されるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されることができるとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第20号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。）並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p><u>各規定の比較</u> 規定内容はほぼ一致している。</p> <p><u>情報公開条例独自規定（法比較）</u> なし</p>
3	法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報	<p><u>第78条第1項第3号</u> 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p><u>第14条第3号</u> 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p><u>第14条第6号</u> 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この号、第15条の4、第19条及び第20条の4において「第三者」という。）が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、第三者における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p>	<p><u>第7条第3号</u> 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報</p> <p>イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他人の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報</p>	<p><u>各規定の比較</u> 個人情報保護条例第14条第3号と第6号（第6号のうち市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人に係る部分を除く。）を合算すると改正法第78条第3号にほぼ一致する規定となっている。</p> <p>情報公開条例第7条第3号ア、イ、ウは結局のところ、改正法第78条第3号ただし書と個人情報保護条例第14条第3号ただし書に相当する内容となっている。情報公開条例には「開示しないとの条件で任意に提供された情報」に関する不開示規定は存在しない。</p> <p><u>情報公開条例独自規定（法比較）</u> 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に係る不開示規定を設けていない。</p>

	不開示情報件名	個人情報の保護に関する法律(改正法)	福生市個人情報保護条例	福生市情報公開条例	比較・情報公開条例独自規定の有無
4	審議、検討又は協議に関する情報	<p><u>第78条第1項第6号</u> 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p><u>第14条第5号</u> 市の実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p><u>第7条第5号</u> 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p><u>各規定の比較</u> 規定内容はほぼ一致している。</p> <p><u>情報公開条例独自規定（法比較）</u> なし</p>
5	事務又は事業に関する情報	<p><u>第78条第1項第7号</u> 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</p> <p>ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p><u>第14条第4号</u> 市の実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報</p> <p>ウ 評価、診断、判断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがある情報</p> <p>エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報</p> <p>オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報</p>	<p><u>第7条第4号</u> 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報</p>	<p><u>各規定の比較</u> 法第78条第7号ではイ～トまで、個人情報保護条例第14条第4号ではア～オまで、情報公開条例ではア～エまでにおいて、開示することにより生じるおそれ（おそれがある情報）を例示しており、例示の内容にそれぞれ過不足が生じている。しかしながら、各規定において「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」というように「その他」のものを想定していることから、各規定が包含する対象は同等のものであると考える。</p> <p><u>情報公開条例独自規定（法比較）</u> なし</p>

	不開示情報件名	個人情報の保護に関する法律(改正法)	福生市個人情報保護条例	福生市情報公開条例	比較・情報公開条例独自規定の有無
6	法令等の定めるところにより開示することができないと認められる情報	規定なし	<p><u>第14条第1号</u> 法令等の定めるところにより、開示することができないと認められる保有個人情報</p>	<p><u>第7条第1号</u> 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項に規定する事務をつかさどる機関である内閣府、宮内庁、同法第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。）の指示等により、公開することができないと認められる情報</p>	<p><u>各規定の比較</u> 改正法には「法令等の定めるところにより不開示とされている情報」に関する不開示規定はないが、国の示すQA（Q5-4-3参照）によると、他の法令で不開示としている情報は通常、改正法第78条に規定する不開示情報に該当すると考えられると示されている。</p> <p><u>情報公開条例独自規定（法比較）</u> 「法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項に規定する事務をつかさどる機関である内閣府、宮内庁、同法第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。）の指示等により、公開することができないと認められる情報」に係る不開示規定を設けている。</p>
7	法定代理人による開示請求がなされた場合における、開示することで本人の利益に反すると認められる情報	規定なし	<p>未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）による開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者又は成年被後見人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人又は本人）の利益に反すると認められるもの</p>	規定なし	<p><u>各規定の比較</u> 改正法では第78条第1項第1号で「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」について不開示としている。</p> <p><u>情報公開条例独自規定（法比較）</u> なし</p>

答申事項 4 開示請求に係る手数料について

改正法第89条第2項 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

分類	条例で定めることが想定される事項
----	------------------

1 諮問事項 4 の趣旨

改正法第89条第2項の規定により、開示請求時の手数料を条例で定めるところとなっている。

現行条例や情報公開条例における手数料の規定を踏まえ、改正法施行後における開示請求手数料を決めていく必要がある。

2 事務局から説明を受けた市の現状及びそれを踏まえた審議会の意見

現行条例では開示請求の手数料について次のように規定している。

第16条 保有個人情報の開示に要する費用は、無料とする。ただし、保有個人情報が記録されている物の写し（フィルムを除く。）の交付を行う場合は、その写しの作成等に要する費用は開示請求者の負担とする。

現行条例第16条において、開示の手数料自体は無料とし、写しの作成等に要する費用は開示請求者の負担としている。

なお、情報公開条例においても次のとおり同様に規定している。

第16条 市政情報の公開に要する費用は、無料とする。ただし、市政情報の写し（フィルムを除く。）の交付を行う場合は、その写しの作成等に要する費用は請求者の負担とする。

個人情報保護制度と情報公開制度の均衡を図るとともに、現行水準を維持する観点から、改正法施行後においても、手数料に関してはこれまでの規定と同様のものとしていくことが望ましいと考える。

答申事項 5 開示決定等の期限について

<p>改正法第83条第1項 開示決定等は、開示請求があった日から<u>30日以内</u>にしなければならない。ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>第2項 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>30日以内</u>に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	
<p>改正法第94条第1項 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から<u>30日以内</u>にしなければならない。ただし、第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>第2項 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>30日以内</u>に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	
<p>改正法第102条第1項 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から<u>30日以内</u>にしなければならない。ただし、第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>第2項 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>30日以内</u>に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	
<p>改正法第108条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、<u>この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めること</u>を妨げるものではない。</p>	
分類	条例で定めることが許容される事項

1 諮問事項5の趣旨

改正法においては、保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等（以下「各決定等」という。）の期限は、請求があった日から30日以内とされており、正当な理由がある場合は、当該期間を30日以内に限り延長することができるとしている。

一方で、これらの期限については、改正法第108条の規定により条例で定め

ること、30日より短い日数とすることが許容されている（期限を延ばすことは、改正法の規定に反することになるので許容されていない。）。

現行条例における各決定等の期限を考慮の上、改正法施行後における各決定等の期限について、検討する必要がある。

2 事務局から説明を受けた市の現状及びそれを踏まえた審議会の意見

改正法及び現行条例における各決定等の期限は次のようになっている。

	改正法	現行条例
開示決定等の期限	30日以内	14日以内
訂正決定等の期限	30日以内	30日以内
利用停止決定等の期限	30日以内	30日以内
開示決定等の延長期限	30日以内	60日以内
訂正決定等の延長期限	30日以内	60日以内
利用停止決定等の延長期限	30日以内	60日以内

(1) 各決定等の期限

ア 開示決定等の期限については、改正法では請求があった日から30日以内に行うものとしているが、現行条例では14日以内としている。

事務局によると、過去の開示請求事務において、決定期限が14日以内であることを理由に事務負担が著しく増加したり、期限延長を行う回数が増えたりするような事案はないということであり、また、現行のサービス水準の維持の観点からも、開示決定等の期限は、請求があった日から14日以内とするのが望ましいと考える。

イ 訂正決定等及び利用停止決定等の期限については、改正法と現行条例で同じものとなっているため、改正法にのっとるものとする。

(2) 各決定等の延長期限

各決定等の延長期限については、改正法では30日以内、現行条例では60日以内で延長できることとなっているが、改正法で定められている期限を延長することは許容されていないため、各決定等の延長期限については、改正法にのっとるものとする。

答申事項 6 行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る手数料について

<p>改正法第111条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。</p>	
<p>改正法第112条第1項 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。</p>	
<p>改正法第119条第3項 第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として<u>条例で定める額の手数料</u>を納めなければならない。</p>	
<p>改正法附則第7条 都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第110条及び第111条の規定の適用については、当分の間、第110条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であって、」と、第111条中「<u>ものとする</u>」とあるのは「<u>ことができる</u>」とする。</p>	
分類	条例で定めることが想定される事項

1 諮問事項 6 の趣旨

行政機関等匿名加工情報	行政機関等が保有する一定の条件を満たす個人情報について、特定の個人を識別することができないように加工し、当該個人情報を復元することができないようにした情報
-------------	---

改正法に基づく行政機関等匿名加工情報の提供制度は、豊かな国民生活の実現に資することを目的として、公的部門が有するデータを、個人を識別できないよう加工した上で民間事業者等に提供し、その活用を促すものである。

制度の流れとしては、「市から事業者に対して匿名加工情報をその用に供して行う事業の提案の募集」⇒「企業等による提案」⇒「内容審査」⇒「市と提案者で契約締結」⇒「行政機関等匿名加工情報の作成」⇒「提案者への提供」となる。この際、当該契約締結に関し、提案者が市に納める手数料は、条例で定めることとなっているため、検討を行う必要がある。

2 事務局から説明を受けた市の現状及びそれを踏まえた審議会の意見

都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体等については、改正法附則第7条の規定により、当分の間、提案募集の実施は任意とされている。

国の個人情報保護制度の見直しに関する最終報告によると、行政機関等匿名加工情報の提案募集が任意とされている理由として次を示している。

- ・ 国においては、平成28年に提案募集制度を設けることができるようになった。それに伴い地方公共団体においても条例で提案募集制度を設けることとした例もみられるが、全国的にもごく少数であること。
- ・ 既に同様の制度を運用している国の行政機関等においても事例の蓄積が乏しいこと、地方公共団体等において匿名加工情報に関する十分な知見を持った人材がないこと等から地方公共団体等における制度の適切な運用の確保に懸念があること。

事務局によると、このような状況を踏まえ、市においては、改正法の施行時には提案募集の実施は行わず、各自治体の動向を注視し、今後の制度導入について検討を進めていく予定であるとのことである。

そのような状況下において、条例で定めることとされている行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る手数料については、現段階では定めず、制度導入時に内容を検討していくことが望ましいと考える。

答申事項7 改正法第129条に基づく審議会への諮問について

改正法第129条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。	
分類	条例で定めることが許容される事項

1 諮問事項7の趣旨

改正法第129条の規定により、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」は、審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）に諮問を行うことができるとされている。

国は、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」として次を例示している。

定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合

地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

法施行条例の改正に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
--

なお、いわゆる「オンライン結合」や「目的外利用・外部提供」、「防犯カメラの設置」等に関し、類型的に審議会へ諮問を行うべき旨を条例で定めることは許容されない旨が国から示されている。

改正法施行後における個人情報の適正な取扱いに資するため、改正法第129条に基づく審議会への諮問に関する規定を設けるべきかについて、検討する必要がある。

2 事務局から説明を受けた市の現状及びそれを踏まえた審議会の意見

現行条例に基づく福生市個人情報保護審議会では、これまで「オンライン結合」、「目的外利用・外部提供」、「防犯カメラの設置」、「個人情報保護条例の改正」等について、個人情報の適正な取扱いに資するため、実施機関からの諮問に応じ、審議を実施してきた。

改正法施行後は、実施機関は、個人情報の取扱いについて典型的に審議会へ諮問をすることは許容されなくなるが、「国のガイドラインに沿った細則事項のうち、重要なもの」、「地域の実情等に応じて定める条例要配慮個人情報」、「開示手数料の変更」等については、住民生活に与える影響の大きい事項として、第三者の意見を踏まえた上で、慎重に決定を行っていくべきであると考え、改正法施行後においても個人情報の取扱いについて専門的な意見を聴くことが特に必要なときに、法の範囲内において諮問することができる機関を設置することが望ましいと考える。

答申事項 8 制度運営諮問機関及び審査請求諮問機関について

<p>改正法第105条第1項 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。</p> <p>各号及び第2項 省略</p> <p>第3項 前2項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第1項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする。</p>	
<p>行政不服審査法第81条第1項 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。</p> <p>第2項 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不相当又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができる。</p>	
分類	—

1 諮問事項 8 の趣旨

改正法第129条に基づく審議会（以下「制度運営諮問機関」という。）とは別に、改正法では、開示決定等について審査請求があったときは、地方公共団体は、改正法第105条の規定により行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関（以下「審査請求諮問機関」という。）に諮問しなければならないとされている。

行政不服審査法第81条第1項の機関	行政不服審査法に基づき、審査庁からの諮問に応じて審査請求に係る審議・答申を行う常設の機関。現状、 福生市行政不服審査会 が当該機関に該当する。
行政不服審査法第81条第2項の機関	規模の小さい自治体等で常設の機関を置くことが困難であるときに、審査請求の事件ごとに臨時で設置する機関。福生市においては、当該機関は存在しない。

国によると、「開示決定等に係る審査請求諮問機関を行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関として新たに設置すること」や「開示決定等に係

る審査請求諮問機関と改正法第129条に基づく諮問機関の両方の役割を担う機関を設置すること」などが認められているため、市においてどのような機関として位置付けていくかを検討する必要がある。

2 事務局から説明を受けた市の現状及びそれを踏まえた審議会の意見

制度運営諮問機関及び審査請求諮問機関の置き方として次のような例が挙げられる。

※㉑は改正法第129条に基づく諮問事項、㉒は開示決定等の審査請求に関する諮問事項を指す。

例1：制度運営諮問機関及び審査請求諮問機関として個人情報保護審査会を置くパターン

機関名：個人情報保護審査会 所掌事項：㉑、㉒	
メリット	㉑と㉒の両方を一つの機関で所掌する現行条例の個人情報保護審議会と同様の形であるため分かりやすい。
デメリット	特になし

例2：制度運営諮問機関として個人情報保護審議会を置き、審査請求諮問機関として個人情報保護審査会を置くパターン

機関名：個人情報保護審議会 所掌事項：㉑	機関名：個人情報保護審査会 所掌事項：㉒
メリット	所掌事項に応じて適切な附属機関を置くことができる。
デメリット	個人情報保護制度に関し、2つの機関を置くこととなり、手続が煩雑化する。

例3：制度運営諮問機関として個人情報保護審議会を置き、審査請求については行政不服審査会へ諮問をするパターン

機関名：個人情報保護審議会 所掌事項：㉑	機関名：行政不服審査会 所掌事項：㉒
メリット	審査請求について既存の行政不服審査会が所掌することにな

	るため、規定すべき事項が最小となる。
デメリット	行政不服審査会という一つの機関において、異なる制度に基づく諮問（改正法に基づく諮問と行政不服審査法に基づく諮問）を受け付けることとなり、審議手続が煩雑化する。

現行条例に基づく個人情報保護審議会及び福生市情報公開条例に基づく情報公開審査会は、それぞれ、(制)と(請)の両方を所掌しており、事務局において、今まで特段の支障なく運用をしてきている。

したがって、現行制度と同様に個人情報保護に関する附属機関を一つ設置し、改正法第129条に基づく諮問事項と開示決定等の審査請求に関する諮問事項の両方を所掌する形が分かりやすく、望ましいと考える。

答申事項9 現行条例独自規定について

1 諮問事項9の趣旨

資料のとおり、現行条例の規定で改正法において相当する規定がないもの（以下「現行条例独自規定」という。）が存在している。

改正法の施行に当たり、現行条例独自規定を存続すべきか、存続することは許容されるのか、許容されないのかについてそれぞれ検討していく必要がある。

2 事務局から説明を受けた市の現状及びそれを踏まえた審議会の意見

資料において、色を付けてある規定が法施行条例で規定することが許容される規定である（他の答申事項に係るものを除く。）。

- (1) 市民等の責務
- (2) 時限的な開示に係る通知
- (3) 運用状況の公表
- (4) 審議会委員に対する罰則

これらについて、法施行条例で規定することが許容されている。

資料に記載の考え方から、(1)及び(2)については規定せず、(3)及び(4)については規定をすることが望ましいと考える。

現行条例独自規定（改正法において相当する規定がないもの）一覧及び考察

規定概要	現行条例条文		国のガイドライン等の内容を踏まえた説明又は審議会の意見
市民等の責務	第4条	市民等は、個人情報保護の重要性を認識し、相互に基本的人権を尊重するよう努めなければならない。	改正法には市民へ向けられた直接的な責務規定は存在しない。 しかしながら、改正法第3条では、「個人情報とは個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない」と規定されており、市民に対する直接の規定がなくとも、個人の権利利益を侵害しないような取扱いが求められていると解することができるため、条例において規定をする必要はないと考える。
保有個人情報取扱事務の届出、公示等	第5条	<p>第1項 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務（以下「保有個人情報取扱事務」という。）を開始し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ一定の事項を市長に届け出て、これを公示しなければならない。</p> <p>第2項 前項の規定による届出等は、実施機関の職員又は職員であった者に係る保有個人情報取扱事務については、適用しない。</p> <p>第3項 市長は、第1項の規定による届出を受けた事項に係る目録を作成し、一般の利用に供するものとする。</p>	<p>※答申事項2を参照</p> <p>改正法では個人情報ファイルの作成及び公表のみ義務付けられているが、改正法第75条第5項の規定により条例で定めることにより現行の届出を存続することも許容されている。</p>
センシティブ情報の保管制限	第6条	<p>第2項 実施機関は、思想、信条、宗教及び社会的差別の原因に関する個人情報の保管等をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令及び条例（以下「法令等」とい</p>	<p>改正法では「センシティブ情報」に相当する概念として「要配慮個人情報」があるが保管等（収集、記録、保管、利用及び提供）の制限規定は存在していない。</p> <p>改正法では、改正法第63条、第64条等に基づき、個人情報（要配慮個人情報も含む。）を取得、利用することが必要なため、条</p>

			う。)に定めがある場合 (2) 市民等の福祉及び健康に関する事務事業を執行するため、特に必要かつ欠くことができないと認められる場合で、第20条第1項に規定する福生市個人情報保護審議会(第20条第1項を除き、以下「審議会」という。)の同意を得たとき。	例において保管等の制限規定を設けることは許容されていない。
個人情報の収集の制限(原則本人からの取得)	第7条		実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 法令等に定めがある場合 (2) 公刊された出版物、報道等により公にされた個人情報を収集する場合 (3) 人の生命、身体、財産等を守るため、緊急かつやむを得ない理由がある場合 (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の事務事業の執行上、本人以外のものから収集することが公益上やむを得ないと認められる場合で、審議会の同意を得たとき。	改正法第64条では行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない旨規定しているが、本人からの収集を原則とする旨の規定は存在せず、そのような制限を条例で規定することも許容されていない。
不要となった保有個人情報の廃棄又は消去	第8条	第2項	実施機関は、保有個人情報取扱事務の目的を達成したこと等により、不要となった保有個人情報を速やかに廃棄又は消去しなければならない。	改正法第61条第1項では、個人情報の保有は法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限るとされており、同条第2項では利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないと規定している。 条例で不要な保有個人情報の消去に係る規定を条例で設けた場合には、法律と実質的に重複した内容を規定することになることから、このような規定を条例で設けることは許容されていない。

目的外利用又は外部提供の届出、公示等	第9条	第4項	実施機関は、前項の規定により目的外利用又は外部提供をしようとするときは、あらかじめ（前項第3号に該当するときは、その事後速やかに）一定の事項を市長に届け出て、これを公示しなければならない。届け出た事項を変更し、又は目的外利用若しくは外部提供を廃止しようとするときも同様とする。	<p>※答申事項2を参照</p> <p>改正法では個人情報ファイルの作成及び公表のみ義務付けられているが、改正法第75条第5項の規定により条例で定めることにより現行の届出を存続することも許容されている。</p>
		第5項	第5条第3項の規定は、前項の場合に準用する。	
保有特定個人情報の利用の制限	第9条の2	第1項	実施機関は、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を目的外利用してはならない。	<p>特定個人情報に係る改正法の規定の適用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条において読み替えて適用されることとなる。</p>
		第2項	実施機関は、前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、目的外利用することができる。	
	第9条の3	実施機関は、情報提供等記録を目的外利用してはならない。		
	第9条の4	実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。		
オンライン結合の禁止	第10条	第1項	実施機関は、電子計算組織により保有個人情報取扱事務を処理する場合において、市の電子計算組織と国、他の地方公共団体その他のものの電子計算組織との通信回線による結合（以下「オンライン結合」という。）	<p>改正法においては、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることはしていない。</p>

		<p>を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に定めがある場合</p> <p>(2) 公益上又は市民等の福祉増進のため、実施機関が審議会の意見を聴いて必要と認めた場合</p>	<p>オンライン結合を制限する規定を条例で規定することは許容されていない。</p>
		<p>第2項</p> <p>実施機関は、前項ただし書に規定するオンライン結合により提供した保有個人情報について、漏えい、目的外利用等の事実が判明したとき、又は事故、災害その他の事由により、その保護措置が適正に実施されず、基本的人権の侵害のおそれがあると認めるときは、オンライン結合の相手先及び当該保有個人情報提供先から報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。</p>	
		<p>第3項</p> <p>実施機関は、前項の報告又は調査により、オンライン結合により提供した保有個人情報の保護が適切に講じられず、基本的人権の侵害をしていると認めるときは、審議会の意見を聴いて必要な措置を講じるものとする。ただし、緊急やむを得ないと認められるときは、必要な措置を講じた後、速やかにその内容を審議会に報告しなければならない。</p>	
<p>時限的な開示に係る通知</p>	<p>第12条</p>	<p>第4項</p> <p>実施機関は、開示しない旨の決定をした保有個人情報が一定期間の経過により、開示することができる期日が明らかであるときは、その期日を書面により開示請求者に通知しなければならない。</p>	<p>改正法には時間経過により不開示だった情報が開示できることとなる場合の規定は存在しない。</p> <p>事務局によると過去5年間、当該規定を適用した実績がなく、また、仮に該当する案件があった場合は口頭により説明することが可能であるとのことから、条例では規定をする必要がないと考</p>

			える。	
福生市個人情報保護審議会の設置、所掌事項、審査請求の 手続に関する事項等	第20条	第1項	個人情報保護制度の運営その他必要事項について、実施機関からの諮問に応じ、審議し、又は実施機関に建議するため、福生市個人情報保護審議会を設置する。	
		第2項	審議会は、前項に規定する審議のほか、前条第1項及び第2項に規定する諮問に応じ、審査請求についての審査を行うものとする。	
		第3項	審議会は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。	
		第4項	委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。	
		第5項	委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	
		第6項	委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。	
	第20条の2	第1項	審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。	
		第2項	諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んでは	
				<p>※答申事項7、答申事項8を参照</p> <p>審査請求の手続については、別途条例で規定し、審査請求以外の審議事項については、改正法第129条に基づき審査会へ諮問する旨を法施行条例で規定をすることが望ましいと考える。</p>

	項	ならない。
	第3項	審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
	第4項	第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。
第20条の3	第1項	審議会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。
	第2項	審議会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。
第20条の4	第1項	審議会は、第20条の2第3項及び第4項並びに前条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写しを当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付

		<p>するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	
	第2項	<p>審査請求人及び参加人は、審議会に対し、第20条の2第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p>	
	第3項	<p>審議会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	
	第4項	<p>審議会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。</p>	
	第20条の5	<p>審議会の行う審査請求に係る審議の手続は、公開しない。</p>	
	第20条の6	<p>この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。</p>	
市が出資等を行う法人の責	第20条の8	<p>市が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、個人に関する情報の適</p>	<p>出資法人や指定管理者については、いずれも改正法第4章の個人情報取扱事業者等に対する規律が適用される。 個人情報保護法以外の法令や契約、出資関係等に基づき、個人</p>

務		<p>正な取扱いを確保するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>情報保護とは別の保護法益に照らして必要な措置を求めることは可能とされるが、条例において、行政機関等の個人情報の取扱いに係る法の規定を準用するなど、改正法に規定する個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項について独自の規定を置くことは許容されていない。</p>
運用状況の公表	第22条	<p>市長は、毎年1回各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。</p>	<p>地方公共団体独自の措置として年度単位で個人情報保護制度に係る運用状況の公表を行うことは差し支えないとされており、市政運営の透明性を確保するため、改正法施行後も従来どおり運用の状況の公表を実施することが望ましいと考える。</p>
個人情報保護審議会委員が守秘義務を怠った場合の罰則	第25条	<p>第4項 第20条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>新法には罰則規定が存在しないが条例で設けることは認められるため、条例において現行と同様の罰則規定を設けることが望ましいと考える。</p>